

本実証事業実施の時点において、準拠性監査を終了しているのは、日本医師会認証局のうち、HPKI（人）署名用電子証明書を発行するスキームのみである。

そのため、日本医師会認証局の HPKI（人）認証用電子証明書の発行と、日本薬剤医師会認証局の HPKI（人）署名用及び認証用電子証明書の発行については、それぞれが正式な認証局であると仮定して実証を行っている。